

令和7年度北海道国立大学機構監事監査計画

令和7年6月

監事 柏木 真

監事 伊藤 秀範

監事 布施 伸枝

1. 監査の基本方針

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」といいます）監事監査規程に基づき、令和7年度の監事監査（業務監査・会計監査）を実施します。監事監査は、機構の業務の適正かつ効果的な運営を確保し、会計経理の適正を図ることで、機構の使命である教育・研究および社会・地域貢献を支援し、設置する3大学（小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学）の質の維持・向上に資することを目的に、会計監査人および内部監査部門などと連携して行います。

2. 監査の実施時期

- （1）定期監査 令和7年度中、3大学および機構本部と調整の上で実施します。
なお、会計監査の事業年度決算分については、令和8年3月末日以降、概ね3か月以内に実施します。
- （2）臨時監査 監事が必要と認める場合に適宜、実施します。

3. 監査事項および重点項目

監査は、令和7年事業年度の業務および会計について行います。

以下に掲げる項目を重点テーマとします。

- （1）内部質保証に関わる教学マネジメント
- （2）リスクに対応する体制、ならびに情報フロー
- （3）適正な入札と契約

4. 監査方法

- （1）理事長、大学総括理事、理事および教職員との意思疎通を図り、会計監査人、内部監査部門などと連携し、情報の収集および監査環境の整備に努めます。
- （2）役員会そのほか、重要な会議に出席し、運営状況を把握するとともに、監査の必要に応じて意見を述べます。
- （3）国立大学法人法などに基づき、監事の調査の対象となる書類や高額契約などに係るその他の重要書類を閲覧、調査します。
- （4）本部および各大学において、計画的な実地監査を実施します。実地監査では、あらかじめ準備を求める関係資料と説明概要に基づく対話のほか、施設・資産の管理状況などについて現場確認を行います。

- (5) 財務諸表の適正な作成・報告のため、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを確認するとともに、財務諸表を開示するに当たっては、その重要事項について説明を求め意見を述べます。
- (6) 会計監査の適正性・信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを確認します。会計監査人から会計監査報告および監査に関する書類を受領。会計監査上の重要事象について会計監査人に説明を求め、監査方法およびその結果の相当性を判断します。

4. 監査報告

令和8年6月を目途に行います。